

草津市地球冷やしたい（地球温暖化対策市民運動）に、参加しましょう！



「愛する地球のために約束する協定」 温暖化対策の取組を始めましょう!!

草津市は、深刻な地球温暖化問題に対応するために、市民、事業者、団体などのみなさんと協力して二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減することを目的に「愛する地球のために約束する草津市条例」を平成20年4月1日に施行しました。

市では、この条例に基づき、皆さんに自主的な取組を約束（市長と協定を締結）していただき、地球温暖化対策の市民運動が盛り上がることをめざしています。

また、協定締結により、令和3年12月17日に市と市議会が表明した「草津市気候非常事態（ゼロカーボンシティ）宣言」への賛同を示すこともできます。

協定締結のメリット

市が、協定者の取組を積極的にアピールします！



市役所など公共施設に
協定証を常時掲示！



商業施設のイベントでアピール！



優れた取組は市長表彰！



取組紹介ポスターを
広く配布！

協定締結の効果

◆地域社会への効果

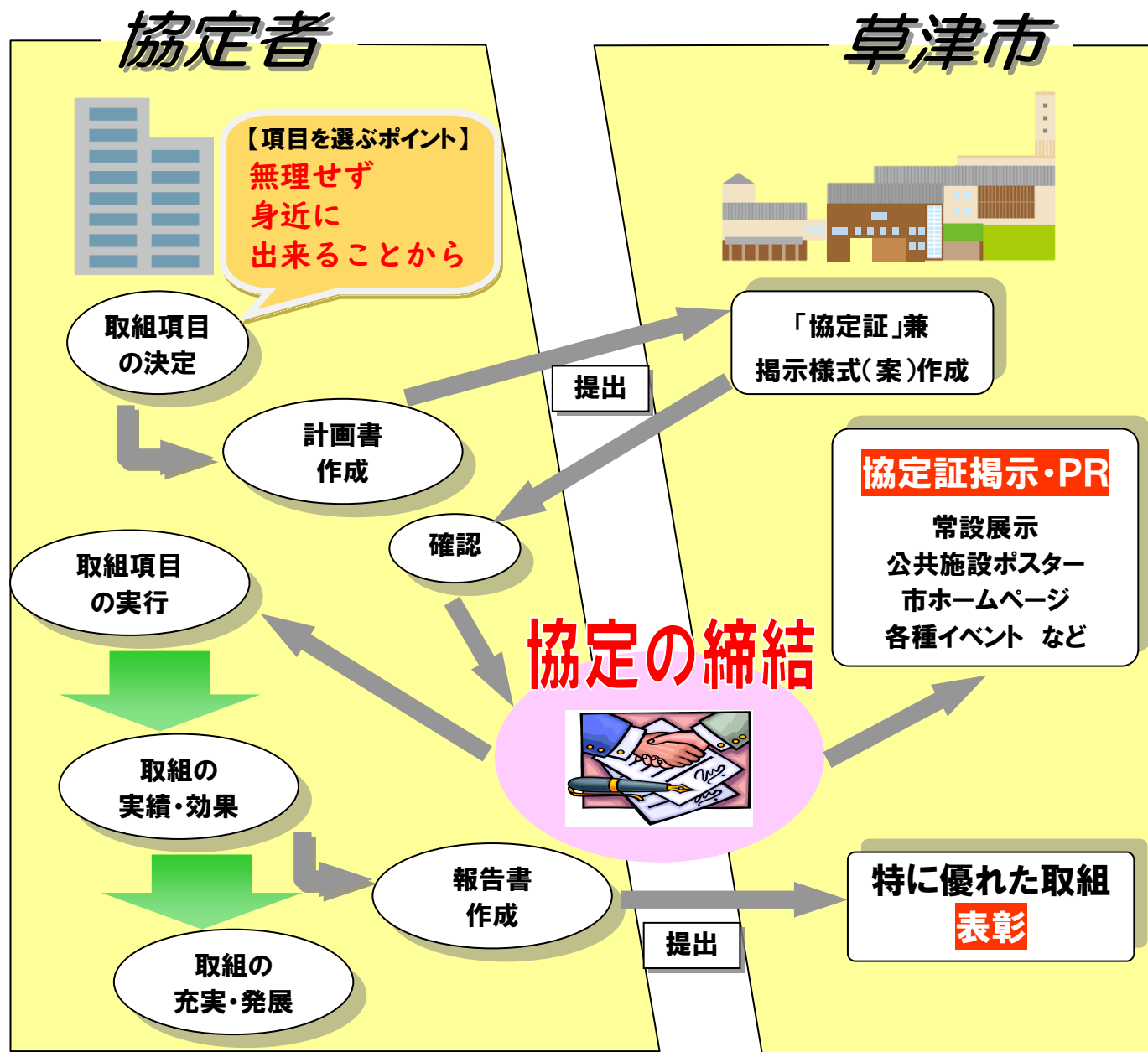
- 地球環境の保全（地球温暖化対策の推進）
- ゼロカーボンシティくさつ実現への貢献

◆事業者（協定者）への効果

- 組織の活性化・従業員の意識改革・経費削減
- 取引先・地域住民からの信頼度アップ
- 企業・団体のイメージアップ



協定締結のながれ



協定締結のながれ

1. 協定者となる企業・団体は、地球温暖化対策に関する取組項目を決定(抽出)のうえ、計画書を作成し、市に提出します。
2. 市は、提出された計画書をもとに「協定証」兼掲示様式(案)を作成し、企業・団体に確認を依頼します。
3. 企業・団体により、上記(案)が確認され次第、署名を交わし、協定締結となります。
4. 市は、公共施設等に協定証を掲示し、イベントなどで取組内容を積極的にアピールします。
5. 企業・団体は、取組項目を実行し、定期的に報告書を市に提出します。
6. 市は、提出された報告書の中から、特に優れた取組について、表彰します。

協定の詳細については
こちらにお問い合わせください



草津市 環境経済部 温暖化対策室

〒525-8588 草津市草津三丁目 13 番 30 号

TEL: 077-561-6581 FAX: 077-561-2486

E-mail: ondanka@city.kusatsu.lg.jp